

食品用容器包装のポジティブリスト制度化への対応

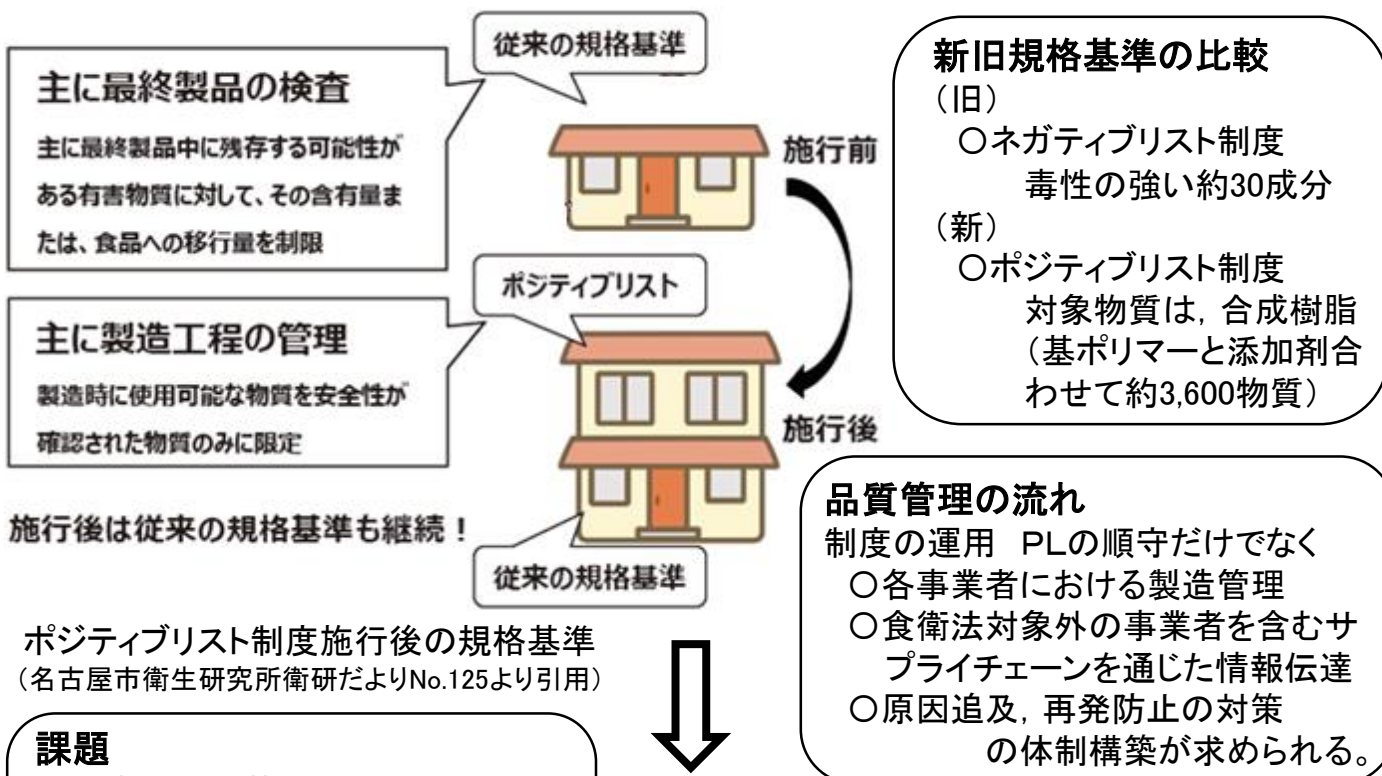
研究期間: 令和4年度～令和5年度

宮城県保健環境センター 生活化学部

容器包装とは: 食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの。食品衛生法により、規格基準が設定されている。

研究の背景

- 食品衛生法の改正(平成30年6月13日公布, 令和2年6月1日施行)
ポジティブリスト(PL)制度導入 5年間の経過措置あり



研究の目的

- 経過措置の期間内に有効な分析法を検討する
- 必要な機器類の見定め

研究の内容

- 容器包装の材質を検索し、対象物質を定性及び半定量するための手法検討
- 容器包装からの溶出物(抽出物及び浸出物)の分析における感度・精度の確認